

中国地域カーボンニュートラル推進協議会 規約

(2021年11月30日制定)

(名 称)

第1条 本会は中国地域カーボンニュートラル推進協議会（以下「推進協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 カーボンニュートラルと地域経済成長の両立を目指し、産業界・行政等が、当地域におけるカーボンニュートラル推進にかかる課題等について検討・協議し、課題の把握と対応の方向性を共有することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する中国地域内に拠点をおく企業（一般社団法人中国経済連合会会員等）および自治体・大学等とする。

(役 員)

第4条 本会の代表として会長1名をおくこととし、会長には、一般社団法人中国経済連合会会長をあてる。なお、会長がやむを得ず職務を遂行できないときは、事務局長がその職務を代行する。

(運営委員会)

第5条 本会に運営委員会を設ける。

2 運営委員会は事務局長、部会長、会長が指名した者で構成する。

3 運営委員会は次の事項を審議するため、必要に応じて開催する。

- (1) 本会の運営にかかわる事項
- (2) 専門部会の設置・廃止にかかわる事項
- (3) 専門部会から審議の要請があった事項

(事務局)

第6条 本会の事務局は一般社団法人中国経済連合会内に置き、事務局長は一般社団法人中国経済連合会専務理事をあてる。

(専門部会)

第7条 本会に専門部会を設ける。

2 専門部会の設置・廃止は運営委員会で審議し、会長が決定する。

- 3 専門部会の部会長は会長が指名する。
- 4 専門部会は、部会が担当する産業セクターの課題について検討・協議し、対応方を策定する。
- 5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか本会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

本規約は、2021年11月30日に施行する。